

請求項の記載形式について

用途限定を発明を特定するための意味を有するものとして認定するか

対象とする食品の例	請求項の記載例	案1	案2	案3
ヨーグルト、 サプリメント、食品添加剤	成分Aを有効成分とする〇〇用ヨーグルト。	○	×	×
	成分Aを有効成分とする〇〇用食品組成物。	○	○	×
	成分Aを有効成分とする〇〇用組成物。	○	○	×
サプリメント、食品添加剤	成分Aを有効成分とする〇〇用剤。	○	○	○

※ ・植物・動物は、用途限定が付されたとしても、化合物、微生物と同様に、その用途限定のない植物・動物そのものと解釈する。
 ・「剤」、「組成物」、「食品組成物」にいかなる食品が含まれるかは、明細書等の記載によって異なり得る。

<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能性食品の研究開発のインセンティブが高まる。 ・ヨーグルト等に関する用途発明の保護を求めるユーザーニーズを満たしている。 ・「物」でも「方法」でも用途発明が認められない状況が打開され、他国と同様に食品の用途発明の保護が可能となる。 ・食品分野においても用途発明としての新規性が認められることになり、他分野と整合する。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の運用を変更しなくともよいというユーザーが存在する。 	←
<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の用途発明に関する運用と整合する(「組成物」と「剤」とで認められる)。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位概念である「組成物」が認められ、下位概念であるヨーグルト等が認められないとすることは、理由付けが困難である。 	←
<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の運用を変更しなくともよいというユーザーからも受け入れられやすい。 ・医薬品の用途発明に関する運用に近く、ユーザー及び審査官がなじみやすい。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨーグルト等に関する用途発明の保護を求めるユーザーニーズを満たしていない。 ・医薬品は「剤」と「組成物」で認められているが、食品は「剤」でのみ認められるという不整合が残る。 	←